

(案)

仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証及び検討結果報告書案
(令和元年度事業)

令和 3 年●月

仙台市いじめ防止等対策検証会議

I はじめに

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、いじめの防止等について不断の見直しを行い、その有効性を確保することができるよう、平成31年4月施行の「仙台市いじめの防止等に関する条例」に基づき令和元年8月に設置された。

昨年度は、平成30年度に仙台市で実施されたいじめ防止等対策の中から、対象とする事業を選定し、当該事業を客観的に検証するとともに、改善に向けての方向性を検討した。この議論の中で、仙台市で発生しいじめに係る市立中学生の自死事案を検証した第三者委員会の答申における再発防止策の提言が、市および教育委員会の施策に適切に反映しているかどうかの検証を行う必要があるとの意見があり、今年度は、第三者委員会の答申のうち令和元年度事業に反映させることが可能であった平成26年事案と平成28年事案の答申を対象として、施策への反映状況の検証を行うこととなった。今般、検証及び検討の結果がまとまったことから、条例の規定に基づき、以下のとおり報告する。

仙台市及び教育委員会においては、この報告の趣旨を十分に理解し、今後の施策に反映するよう努力されたい。

II 令和元年度における「改善に向けた方向性」への対応を受けて

今年度第1回会議において、昨年度に市長に報告した「改善に向けた方向性」への仙台市及び教育委員会の対応状況について、仙台市及び教育委員会から進捗説明を受けた。このうち、「校種を超えた情報共有のネットワーク構築」「アンケート調査におけるメールやSNSの活用」「市、教育委員会、学校、各相談窓口間での連携強化」について、各相談窓口との連携強化に向けて庁外の窓口との情報交換を実施するほか、これらの項目へのさらなる対応を引き続き検討していくとの説明を受けた。また、相談者に寄り添った形での相談体制として、仙台市いじめ等相談支援室（S-KET）が新設され、多くの相談がよせられている旨の報告を受けた。

一方で、今年度の会議の話題としても、各校のいじめ事案対応の記録データ等から、対応事例を集めたものを作成し、市立学校全体で共有することが必要であることや、教職員の人員拡充及び労働時間の削減が必要であるとの課題が再度取り上げられた。仙台市及び教育委員会においては、いじめ事案の適切かつ迅速な対応はもちろんのこと、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保のためにも、改善に向けて引き続き努めていただきたい。

Ⅲ 検証テーマの考え方

前述の通り、昨年度の会議では、仙台市で発生したいじめに係る市立中学生の自死事案を検証した第三者委員会の答申における再発防止策の提言が、市および教育委員会の施策に適切に反映しているかどうかの検証を行う必要があるとの委員の合意を得て、今年度は、第三者委員会の答申のうち令和元年度事業に反映させることが可能であった平成 26 年事案と平成 28 年事案の答申を対象として、施策への反映状況の検証を行った。

会議前半において、前述の通り、施策の反映状況の確認を行いながら、今年度の検証テーマを「研修」に選定した。後半では、研修の「現状」の確認を行い、それに対する「評価」及び「改善に向けた方向性」を検討した。

研修を今年度のテーマとしたのは、市および教育委員会が提言を受けての再発防止策として最も多く掲げていることが大きな理由である。このことは、市および教育委員会が、研修を学校におけるいじめの適切な対応に向けて大変重要な施策と位置付けていることを示していると考えられる。

実際、仙台市及び教育委員会が、多数の提言に対して「研修」を施策として示しているということは、教職員の資質向上が課題であると認識していることの表われである。「研修」は、教職員個人の資質能力の向上はもちろん、教科指導を含む教職員の業務一般的にも重要であり、さらには学校組織の対応力の向上のためにも重要である。

研修計画全体のどこか一部分でも手を抜いてしまったり、意識が少しでも欠落してしまうと、いじめの見逃しが起きたり、いじめが深刻化したりすることにつながる。また、提言に対応する形で改善しなければ、今後、重大事態が発生した場合に、仙台市及び教育委員会の過失が問われやすくなるのではないかと思われる。

平成 26 年 9 月の事案発生から 7 年が経過している。これらの事案の調査をふまえてなされた提言は、遺族の保護者と教育委員会が「このような事案は二度と起こさない」という約束のもとに作られており、もう一度、そこに立ち返るべきである。この間、仙台市及び教育委員会は、提言を受け様々な取り組みをしてきているところ、改めて、仙台市及び教育委員会は、これらの点を十分に認識し、すべての子どもが楽しく過すためという視点を基軸とした取り組みを図っていくよう求めたい。

Ⅳ 検証・検討の方法

基礎資料である別冊「提言と施策の対応表」や、必要に応じて追加した資料に基づき、各委員が事前に検討を行い、会議の場において、意見交換や担当職員への質疑により議論を進めた。

V 検証・検討結果について

1 個々の教職員の資質向上について

【関連する提言番号】 2、7、14、15、18、22、23、24、27、28、32

※各提言は、別冊「教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言一覧」を参照

【現状】

- 1 研修を大きく分けると、個人の対応力の向上を図るものと学校の対応力の向上を図るものがあり、教育委員会は、個人の対応力の向上を図るものに資する「研修体系図」を作成しているが、教職員に周知していない。
- 2 教育委員会が実施している研修は、全教職員が受講しているものではない。各学校から代表者が派遣されるが、研修内容によって、あらかじめ代表者が指定されているものと、校長判断で出席する職員を決められるものがある。
- 3 スクールロイヤーが講師を務める研修など、研修の中には教育委員会が学校現場の要望を取り入れて設定したものがある。
- 4 いじめに関する研修については、管理職及びいじめ対策担当教諭対象に限定していたものを、近年、キャリアステージに合わせて実施するよう改善した。
- 5 生徒指導担当者会などで、SNS 関係のトラブルなどの対応事例を持ち寄っての情報交換を行っている。
- 6 各学校では、いじめ対策ハンドブックを使った校内研修を実施している。
- 7 各学校では、児童生徒理解を目的とし、問題行動等の情報共有を行っている。特に、家庭における不規則な生活やネットトラブル等の事案がある場合には、民間団体や大学教員を講師に招いて校内研修を行う学校もある。
- 8 提言 No.2 で示された研修のうち、テレビゲーム、スマートフォンに関する研修は、年度当初に行っていない。

【評価】

- 1 「センター研修 2019」の冊子からは、教育センターでは可能な限り多くの研修を実施していることが分かる。
- 2 「いじめ防止対策に係る研修体系図」は、教員個人のいじめに対する感知度を上げるといった観点からはよくできていると思われる。しかし、周知されていないことで、教職員の資質向上における意識付けや全体像の理解が不十分になってしまっていないか懸念される。

- 3 研修を受ければ良いという姿勢では不十分であり、研修内容をふまえた上で実際の対応につなげることが大切である。
- 4 研修内容を教員一人ひとりの対応力の向上につなげていくには、個々の事案にどう取り組むのかということが大切である。特に、若手教員を中心にいじめ対応の経験が少ない教員は、事案に対して丁寧に対応することで力をつけていくことになる。
- 5 一見軽微に思われる事案についても丁寧に対応しその後の振り返りを繰り返し行うことが、校内におけるいじめ対応の基本であり、これが教職員全員で自然にできるようになることが、いじめ防止の目標となる。
- 6 学校によって研修の量や職員の資質向上に対する意識に差があるのではないか。
- 7 提言 No. 2 は、研修の内容について踏み込まれており、これは事案について特に重要なポイントである。

【改善に向けた方向性】

- 1 教育委員会は、「いじめ防止対策に係る研修体系図」を教職員に周知することで、教職員のいじめに関する意識や理解をより一層高めること。
- 2 教育委員会は、いじめに関する研修を受講した教員が、研修内容をいじめの未然防止、早期発見、対応等に結び付けられるよう、より一層、研修内容の充実を図ること。
- 3 教育委員会は、若手教員の育成が喫緊の課題であること、及び、いじめ対応に関するOJTの重要性に鑑み、各学校における組織的対応が徹底されるよう改めて各学校に周知すること。
- 4 教育委員会は、管理職に対して、研修を受講した若手教員が学んだ内容を実践するにあたっては管理職の対応が重要であることについて、改めて周知すること。
- 5 教育委員会は、管理職に対して、日常的ないじめ対応の振り返りが教員の資質能力の向上及び組織対応力の向上に資することについて改めて周知すること。併せて、教職員がその振り返りを行うためのフォーマット等を作成し、各学校へ配付すること。
- 6 教育委員会は、学校の個別の事情を考慮しても、年間のいじめに関する研修の量や管理職が持つ教職員の資質向上に対する意識が不十分と判断される学校があった場合には、適切に研修を実施するなど改善を図るよう指導助言を行うこと。
- 7 教育委員会または学校は、提言において具体的に内容を示して実施するよう指摘されている研修に関して、その内容に則した研修を実施すること。

2 学校等における組織対応・意識の共有の向上について

【関連する提言番号】 2、7、14、15、16、20、28、32

※各提言は、別冊「教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言一覧」を参照

【現状】

- 9 組織力の向上に資する研修体系図は作成していない。
- 10 研修受講者に対して、所属校の教職員へ研修内容を周知するように伝えている。
- 11 管理職対象の研修は、必ず伝達研修を行うことを想定している。
- 12 全職員に研修内容が伝わっているかという観点でのチェックは行っていない。
- 13 教育委員会が実施している研修は、伝達研修としてうまく機能しているかどうかは確認できていない。
- 14 学校では、日常的に小さな事案が発生するので、その都度、打合せなどで組織対応について確認している。
- 15 複数校が集まって研修や情報共有を行う取組みをしている例があるが、全ての学校で行っているわけではない。

【評価】

- 8 体系図は、研修の意識付けの点で有効ではないか。
- 9 提言 No. 6 の趣旨は、仙台市や教育委員会が、研修内容について全教職員に伝わっているかを自覚的に確認するよう求めている。
- 10 全ての研修について伝達研修を実施することは物理的に無理であるとしても、いじめ防止の観点からは、仙台市および教育委員会が特に重要であるものを指定し、全教職員で共有すべきである。自治体によっては、研修に係る通知文に「伝達研修を行うこと」との文言を入れているので、仙台市でもそのように対応すべきである。
- 11 受講者一人ひとりに研修の成果を確認するのではなく、教育委員会が校長との面談等を活用して各学校で研修の成果が反映できているかどうかを確認できるとよいと考える。
- 12 学校現場の人的資源、時間的資源の制限がある中で、例えばいじめの認知件数などの数値的な評価だけに着目し過ぎては本末転倒になり得る。教員の対応力の向上が目的なのだから、評価に固執し過ぎなくてもいいのではないか。
- 13 事案発生時に研修の通りに教職員が動けるかどうか問われるので、教育委員会はこの点こそ、強く認識すべき。

- 14 研修を受講した教員が、研修内容を生かして組織的にいじめ対応を行うことができるように、管理職のマネジメントが必要である。
- 15 中学校区での教員の交流は、いじめの対応力や意識の向上を図るという意味で、教員の意識啓発にプラスに働くのではないか。
- 16 自発的な研修として行われている複数校が集まっての研修や情報共有を行うことは、学びの場にもなり実効性も上がる。一方で、自主的なものなので、教育委員会による細かなチェックや評価、効果測定が必須ということでもよいのではないか。

【改善に向けた方向性】

- 8 教育委員会は、教職員が組織対応に関する研修の位置づけを理解するための「組織力の向上に資する研修体系図」を作成し、各学校を通して全教職員に示すこと。
- 9 教育委員会は、いじめの防止等に関する研修の中でも特に重要な研修を指定し、各学校で確実に伝達研修を実施するよう周知徹底を図ること。
- 10 教育委員会は、校長ヒアリング等の機会に、伝達研修の実施状況を確認するとともに、適切な組織対応ができなかった場合の具体的な要因について聴き取りを行うこと。その際、市全体のいじめの組織対応力の向上を目指すことが主眼であることを説明し、聴き取った内容は「教訓」としてまとめ、各学校を通して全教職員に還元すること。
- 11 教育委員会は、近隣学校による合同研修や連絡会におけるいじめの防止等に係る情報共有や事例検討が、教職員のいじめの対応力や意識の向上を図る上で有効であることを、改めて管理職に周知すること。また、学校の日常業務に支障のない範囲で効果的に実施できる仕組みづくりについて検討すること。

3 仙台市及び教育委員会による支援について

【関連する提言番号】 6、7、31

※各提言は、別冊「教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言一覧」を参照

【現状】

- 16 「センター研修 2019」の冊子には、求められる教職員の姿と力量等が記載されている。
- 17 教育センターでは研修受講者に記述式のアンケートをとっている。感想や研修した内容をどう生かしていくかということなどを質問している。
- 18 研修内容が現場で生かされているか、1年後の追跡確認は行っていないが、2年次、10年次の教員を対象とする研修では、研修終了後、一定期間が経過してからレポート提出を求めている。
- 19 教育委員会主催の保護者向け研修として、「市民開放公開講座」を設定している

【評価】

- 17 資質向上を図るための土台である子どもの命を守るという理念や教職員の育成目標、研修体系等をより一層「見える化」し、教職員自身はもちろん児童生徒や保護者を含む市民に対して、教職員の資質向上における取組みについての理解を深めていく必要がある。
- 18 全ての教職員の研修の成果に関するデータ収集は困難だと思われるが、ミドルリーダーである「いじめ対策担当教諭」を対象を絞り、調査研究をすることは可能ではないか。
- 19 ある自治体の研修センターでは、研修内容をどう活用するか項目を絞ってアンケートをしている。ミドルリーダーなどのコアになる研修については、1年後に研修内容を生かしたのか追跡調査をしている。仙台市でも導入を検討すべきである。
- 20 教育委員会として、学校任せにすることなく、受講した教職員が主体的に活躍できるよう、定期的な働きかけが必要である。
- 21 市や教育委員会は、教職員個人に責任を負わせるという印象を与えないことが重要である。
- 22 保護者に関する研修について、提言で求められている内容とは合致していない。

【改善に向けた方向性】

- 12 市、教育委員会及び学校は、いじめ防止等対策に係る理念や教職員の育成目標、研修体系図等について、ホームページで公表したり、各学校を通じて児童生徒や保護者に周知したりするなど、より一層の「見える化」を図ること。
- 13 教育委員会は、「いじめ対策担当教諭」の研修に焦点を当て、研修効果の実態調査をするために、他都市の先進的な事例を参考にしながら調査方法を研究すること。
- 14 教育委員会は、研修の充実によって責任意識を強く持ちすぎた教職員が、いじめに関する対応を一人で抱え込むことなく、組織的に対応を行うよう管理職を含めた全教職員に改めて周知すること。
- 15 教育委員会は、研修に基づく組織対応を行っても困難化したいじめ事案に対応する学校や教職員に対する支援体制のより一層の充実を図ること。

4 多職種間の連携について

【関連する提言番号】 16、18

※各提言は、別冊「教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言一覧」を参照

【現状】

- 20 教育委員会は、養護教諭とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが共に事例を用いて学ぶ研修を設定している。
- 21 令和元年度に、スクールロイヤーとスクールソーシャルワーカーが合同で受講する研修を開催した実績がある。
- 22 現状、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、校長も含めて意見交換をする場は設けていない。

【評価】

- 23 養護教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門職が合同で受講する研修の工夫も必要なのではないか。
- 24 異なる職種の専門職が合同で受講する研修会や連絡会においては、各学校の管理職が十分に意義を認識する必要がある。

【改善に向けた方向性】

- 16 教育委員会は、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門職が、異なる職種の専門職の役割を理解したりいじめについて対応力を高めたりするため、異なる職種の専門職が合同で受講する研修会や連絡会を可能な限り随時実施すること。また、教育委員会は、その趣旨を各学校が十分に理解するよう周知を行うこと。

VI 会議の開催状況

| | | |
|------|-------|-------|
| 令和2年 | 8月19日 | 第1回会議 |
| | 10月9日 | 第2回会議 |
| | 11月6日 | 第3回会議 |
| | 12月3日 | 第4回会議 |
| 令和3年 | 1月8日 | 第5回会議 |

VII 委員名簿

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 会 長 | 氏家 靖浩 | (仙台大学教授) |
| 副 会 長 | 庄司 智弥 | (弁護士) |
| 委 員 | 高橋 恭一 | (仙台市立第一中学校校長) |
| 委 員 | 古川 直磨 | (公認会計士) |
| 委 員 | 本図 愛実 | (宮城教育大学教職大学院教授) |

※委員の任期：令和3年7月31日まで

VIII 別冊資料

- ・平成26年9月事案 仙台市いじめ問題専門委員会 提言と施策の対応表
- ・平成28年2月事案 仙台市いじめ問題専門委員会 提言と施策の対応表
- ・平成28年2月事案 仙台市いじめ問題再調査委員会 提言と施策の対応表
- ・教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言一覧